

群馬県感染症対策事業継続支援金【申請要領】

1 申請期間

令和2年5月13日（水）から同年6月15日（月）まで



2 申請方法

※対面での受付・説明は行いません。

(1) オンライン申請の場合

群馬県感染症対策事業継続支援金（以下「支援金」といいます。）のポータルサイトから申請します。<https://gunma-shienkin.com/>

(2) 郵送申請の場合

【郵送先】

群馬県感染症対策事業継続支援金受付センター
〒370-0845 高崎市新後閑町4-8

※レターパックや簡易書留等、追跡可能郵便での送付をお願いします。

申請書類については、県ホームページからダウンロードをお願いします。

県施設（各行政県税事務所等）及び各市町村等の窓口でも申請書類を受け取れます。別添の「申請書類配布場所」をご覧ください。

3 申請に係る問い合わせ

群馬県感染症対策事業継続支援金受付センター

電話：050-5371-6437

受付時間：（平日・土日祝日）午前9時00分から午後5時00分

1 申請要件

次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

(1) 群馬県に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主等で、大企業が実質的に経営に参画していない事業者

(2) 緊急事態措置を実施する前（令和2年4月17日以前）から、県内において次のいずれかの対象施設を運営している事業者（必要な許認可等を取得していること。）

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）による協力要請を行う施設（特措法施行令第11条に該当するもの）に属し、休止を要請されている施設
- ② 特措法によらない協力依頼を行う施設に属し、休止を要請されている施設
- ③ 基本的に休止を要請しない施設のうち、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設 【対象施設は、申請書裏面及び県ホームページに掲載しています。】

(3) 令和2年4月25日(土)から同年5月6日(水)までの全ての期間(宿泊施設及び観光施設は、令和2年4月29日(水)から同年5月6日(水)までの全ての期間)において、群馬県の要請に応じ、休業等を行った事業者

(4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が群馬県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

2 支給の決定

(1) 申請書を受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に支援金を支給します。

(2) 支援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送します。

なお、本支援金を支給しない旨を決定したときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

(3) 5月下旬からの支給を予定しています。申請書等の受理から、概ね2週間程度で指定の口座に振り込みます。(申請書等に不備がある場合は、別途期間を要します。)

3 その他

(1) 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、群馬県は、支給の決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還し、加算金を支払うこととなります。

(2) 申請書類の返却はいたしません。また、必要に応じて、群馬県は、追加書類の提出、対象施設の休業等の実施状況の検査又は報告の措置等を求めることがあります。

【参考】群馬県感染症対策事業継続支援金概要

○趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に対し、本県では令和2年4月17日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態措置」を発令し、翌18日から、対象となる施設の管理者及びイベント主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止の要請及び協力を依頼しました。

この依頼に応じて、対象施設の休業や営業時間の短縮に御協力いただいた中小企業、個人事業者等を対象とし、事業継続のための支援金を支給します。

○支給額

20万円(1事業者)

(別表 1)

申請書類・添付書類

1 群馬県感染症対策事業支援金申請書（別紙様式 1）

2 誓約書（別紙様式 2）

（※）オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込んでください。

3 確認書類（※（1）～（4）全てを添付）

（1）営業活動を行っていることがわかる書類

以下のいずれかの書類をご提出ください。

（法人）

- ・直近の法人県民税・事業税申告書の写し
- ・直近の決算書の写し（貸借対照表と損益計算書を含む）

（個人）

- ・直近の確定申告書の写し（手元にある場合）※個人番号欄は必ず塗り潰すこと
- ・営業実態が確認できる資料（例：直近の月末締め帳簿、収支計算書等）

（2）業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類

（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許等の写し

（3）申請する施設の外観（社名、店舗名入り）及び内観の写真

（4）休業等の状況がわかる書類（例：休業告知HP・店頭ポスター・チラシ・DM）

- ・休業する施設の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）が確認できるようにしてください。【写真撮影したもので構いません。】
- ・複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を実施していることが確認できるようにしてください。

（※）オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込んでください。

4 本人確認書類

以下のいずれかの本人確認書類をご提出ください。

（法人）代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の写し

（個人）運転免許証、パスポート、保険証等の写し

（※）オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込んでください。

5 通帳等のコピー

- ・金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が全て確認できるページの写し
- ・インターネットバンキングの場合は、上記事項の記載されたページを印刷したものを添付してください。

（※）オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込んでください。